

平成30年9月 文教企業委員会行政報告資料
経営総務部

民事訴訟の結果について（報告）

呉市が原告となっている訴訟の判決言渡しが平成30年6月15日に広島地方裁判所呉支部において行われ、呉市の請求が認められました。

また、被告は、控訴期限までに控訴しなかったため、呉市勝訴の判決が確定しました。

1 事件の概要

呉市は、グリーンピアせとうちの指定管理者であった被告に対し、平成17年10月1日から給水を開始しました。水道料金の支払は平成24年度12月検針分から滞り始め、呉市は、書面（督促状21回、停水予告状16回、停水執行予告通知書9回）により滞納水道料金の支払を求めましたが、平成28年10月13日以降被告の支払はなされなかつたことから、催告書（2回）による支払を求めましたが、被告は一向に応じませんでした。このため呉市は、平成29年8月8日付けの最終催告書により支払を求めましたが、これにも応じなかつたため、もはや自発的に納付する意思がないと判断し、被告に対し、当該滞納水道料金2,182万987円及び当該遅延損害金の支払を求めて訴えを提起し、判決の言渡しが行われました。

- (1) 事件番号等 平成29年(ワ)第104号水道料金請求事件
- (2) 提訴年月日 平成29年8月17日
- (3) 管轄裁判所 広島地方裁判所呉支部
- (4) 被告 株式会社ゆうとぴあセトウチ
- (5) 訴額 21,820,987円

2 判決主文

- (1) 被告は、原告に対し、2182万987円及びこれに対する平成29年8月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

3 判決の要旨

- (1) 前提事実によれば、呉市の請求は理由がある。
- (2) 被告は、本件請求が別件訴訟との関係で信義誠実の原則及び公正迅速の原則に違反するとして、請求棄却を求めていたが、これらの点が本件請求を棄却すべき理由とならないことは明白であり、採用の余地はない。